

藤沢市青少年問題協議会条例の一部改正について
藤沢市青少年問題協議会条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
藤沢市青少年問題協議会条例（昭和33年藤沢市条例第39号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び委員24人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 藤沢市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を
図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、地方青少年問題協議会法が改
正されたことに伴い、青少年問題協議会の会長の要件について新たに本市の条例に
おいて定める必要による。